

# 令和2年度

## 府省及び関係団体 陳情書

(社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合)

### <国土交通省 陳情書>

#### 【駅の安全対策】

1. 早急に駅のホームドアの設置を拡大すること。視覚障害者のホームからの転落事故は、10万人未満の駅においても多数発生しているため、ホームドアの整備にあたっては、1日平均の乗降客が10万人未満であっても、視覚障害者の利用が多い、または、転落の危険性の高い駅を優先して設置すること。
2. 新型ホームドアの開発にあたっては、開発当初より視覚障害当事者も参画できるよう関係事業者に働きかけるとともに、各種ホームドアについて、各地域の視覚障害者に丁寧な周知を行うこと。
3. ホームドア未整備の駅ホームにおいて内方線付き点状ブロックの敷設を徹底すること。
4. 駅構内の歩きスマホ禁止のルールの徹底と声掛け運動の継続等、視覚障害者が鉄道を安全に利用できるよう対策を講じること。
5. 鉄道駅の無人化は極力さけるとともに、既に無人になっている駅については視覚障害者が1人でも安全に利用できるよう、安全対策や支援策を講じること。
6. 電車車両の手動式開閉装置付き押しボタンの位置がわかるよう、音声案内を設置すること。また、視覚障害者が操作しやすい手動式開閉装置付き押しボタンを導入すること。

7. JRのみどりの窓口閉鎖等、対面サービスが縮小されることに伴い、みどりの券売機を視覚障害者が容易に利用できるようにすること。

#### 【各種交通運賃の割引等】

8. すべての鉄道事業において、障害者割引に対応した交通系ICカードを開発し、本人・ガイド分として2枚支給すること。

9. 一部の私鉄で使用できる障害者割引に対応した交通系ICカードをJRにおいても使用できるようにすること。

10. 乗車券と同様に、指定席券を含む特急料金についても障害者割引を適用すること。

11. 高速道路の料金割引制度については、車両登録制とともに身体障害者手帳の提示によっても割引が受けられるようにすること。

#### 【その他】

12. 「道の駅」の多目的トイレにおいて、視覚障害者を便座横に誘導するための音声案内装置の設置を、設置基準に加えること。

13. 国等が主催する会議において、視覚障害者が参加する場合、十分な意見表明が行えるよう、全資料を点字等で配布すること。また、この趣旨を各自治体等に対しても働きかけること。

14. タクシー等の公共交通機関の十分な輸送サービスを受けることができない多くの地域において、福祉有償運送を行う事業所を増やし、経営が成り立つように制度の見直しを進めるとともに、福祉輸送サービスの確保を図るよう、国から自治体に指導すること。